

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	14	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	障害者を多数雇用する事業所に係る特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 不動産取得税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成元年4月1日から平成23年3月31日までの間に、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けて、事業用施設を取得し、引き続き3年以上事業の用に供した場合には、当該施設の取得に対して課する不動産取得税について当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>② 固定資産税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成2年1月2日から平成23年3月31日までの間に、助成金の支給を受けて取得した事業用の家屋に対する固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格の6分の1に心身障害者の雇用割合を乗じたものを減額した額とされる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>当該特例措置の適用期限については、平成23年3月31日限りで失効することとなっているが、その適用期限を2年間延長する。</p>		
関係条文	<p>〔不動産取得税〕 地方税法附則第11条の4、同施行令附則第9条</p> <p>〔固定資産税〕 地方税法附則第15条第8項、同施行令附則第11条11項、第12項、同施行規則附則第6条第38項</p>		
減収見込額	<p>（初年度） － （ ▲9 ） （平年度） － （ ▲9 ） （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成21年6月現在1.63%と前年比0.04ポイント上昇しているものの、法定雇用率1.8%を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。</p> <p>障害者多数雇用事業所（障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用している事業所）の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>障害者多数雇用事業所は小規模なものが多く、経営基盤が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい一方で、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれている。このため、十分な援助措置が講じられなければ、事業主としては設備投資を躊躇せざるを得ない。</p> <p>また、常用雇用労働者1,000人以上の大規模企業における実雇用率は1.83%と高い水準にあるが、障害者に配慮した特例子会社を保有することにより障害者雇用を進めていることが寄与していると考えられる。このような中で障害者の雇用の維持・拡大を図るためには、障害者の雇用機会の創出、雇用の維持を目的として、設備整備の拡充等を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。</p> <p>なお、「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ（平成22年6月18日閣議決定）」における雇用・人材戦略において、2020年までに障害者の実雇用率を1.8%とする等障害者の就業率向上のための政策目標を設定し、障害者雇用の促進に取り組むこととしている。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	14—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用促進法第 43 条（一般事業主の雇用義務等） ○ 障害者雇用促進法第 46 条（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画） <p>基本目標Ⅳ：経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること。</p> <p>施策目標 3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>3-1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>1-2：障害者の雇用を促進すること</p>
	政策の達成目標	法定雇用率 1.8%の達成
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の延長
	同上の期間中の達成目標	法定雇用率 1.8%の達成
	政策目標の達成状況	平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業(56 人以上)の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところである。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 22 年度（見込み） 不動産取得税：1 件、1 百万円、固定資産税：9 件、8 百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置は、設備投資に伴う事業主の負担を軽減するものであり、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する事業所の競争力の確保、経営基盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持拡大につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心身障害者を多数雇用する事業所等に係る課税標準の特例措置（事業所税） ○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却（所得税、法人税） ○ 支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却（所得税、法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用納付金制度（障害者雇用納付金事業） <p>障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図り、全体として、障害者の雇用の水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業から納付金（1 人当たり月額 5 万円）を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金（1 人当たり月額 2 万 7 千円）を支給するとともに、障害者のための作業施設等を設置した事業主等に対する助成金を支給している。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	障害者多数雇用事業所は小規模が多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。その一方で障害者の働きやすい環境整備のためには、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることは、障害者の職業の安定・促進につながる。
	要望の措置の妥当性	障害者多数雇用事業所は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者多数雇用事業所が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減すること

ができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を雇用するという政策効果が期待できるものである。

また、平成 19 年に出された労働政策審議会の意見書において、中小企業の障害者雇用支援策の充実強化が必要であるとの意見が出されており、設備整備の拡充等を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 17 年度 不動産取得税：0 件、0 百万円 固定資産税：4 件、3 百万円 平成 18 年度 不動産取得税：0 件、0 百万円 固定資産税：2 件、3 百万円 平成 19 年度 不動産取得税：1 件、1 百万円 固定資産税：4 件、4 百万円 平成 20 年度 不動産取得税：0 件、0 百万円 固定資産税：5 件、3 百万円 平成 21 年度 不動産取得税：3 件、5 百万円 固定資産税：7 件、6 百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>民間企業においては、 ○ 平成 21 年 6 月 1 日現在の雇用されている障害者の数が、前年に比べて 2.2%（約 7 千人）増加し、約 33.3 万人となったこと ○ 平成 21 年 6 月 1 日現在の実雇用率が前年に比べて 0.04 ポイント上昇し、1.63%となったこと ○ 平成 21 年 6 月 1 日現在の法定雇用率達成企業の割合が、前年に比べ 0.6 ポイント上昇し、45.5% となったこと 等、障害者雇用の着実な進展が見られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○ 法定雇用率 1.8%を達成。 ○ 平成 25 年度に雇用障害者数を 64 万人とする。 ○ 平成 20 年度から 24 年度の間、ハローワークで 24 万人の障害者の就職を実現する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○ 平成 21 年 6 月 1 日現在の実雇用率は 1.63%であり、前回要望時の平成 19 年 6 月 1 日現在の実雇用率 1.55%から 0.08 ポイント改善したところである。 ただし、法定雇用率の 1.8%を依然として下回っており、特に中小企業の実雇用率は引き続き改善が遅れている。要因としては、規模の小さい事業主は、経営環境が脆弱である上、障害者の働きやすい環境整備のためには多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれていることが考えられる。 ○ ハローワークにおける障害者の就職件数は、平成 20 年度は 44,463 件、平成 21 年度は 45,257 件である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 49 年度（不動産取得税の減額措置）及び昭和 51 年度（固定資産税の課税標準の特例措置）の制度創設以来、平成 22 年度まで適用期限の延長を重ねてきている。昭和 63 年度、平成 5 年度、平成 17 年度、平成 18 年度及び平成 21 年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。</p>